

交通安全協会だより（令和２年１１月）

～ 改正された高齢運転者対策 ～

社会の高齢化が進むなか、高齢ドライバーによる重大事故の増加に歯止めをかけるため、新たに一定の交通違反歴がある75歳以上の高齢者を対象とした実車試験の導入を盛り込んだ改正道路交通法が成立し、令和4年（2022年）6月までに施行することとなりました。

① 運転技能検査（実車試験）の導入

一定の交通違反歴がある75歳以上の高齢者は、運転免許証を更新する際に、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査が義務づけられました。

この検査は、更新期限の6ヶ月前から繰り返し受検することができますが、不合格の場合は運転免許証を更新することができません。

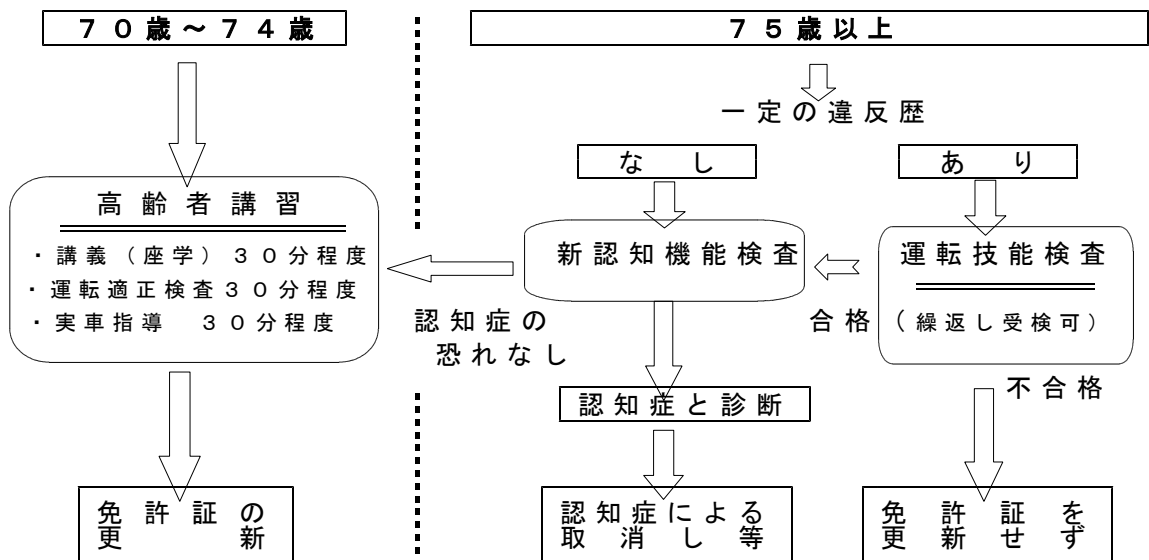
※運転技能検査の対象とならない高齢運転者には、実車指導をして運転技能を評価することとなります。

※一定の交通違反歴には、信号無視や速度超過などの交通違反歴や交通事故歴などが想定されています。

② 安全運転サポート車（サポカー）限定免許の創設

申請による運転免許の条件付与等の規定が整備され、運転できる自動車等の種類を、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全機能を備えた安全運転サポート車（サポカー）に限り運転ができる限定免許証が創設されました。

【新たな高齢者の運転免許更新のイメージ】



※運転技能検査（実車試験）の合格者は、認知機能検査受け、「認知症のおそれなし」と判定された場合は、高齢者講習に進み、「認知症のおそれあり」と判定された場合は、医師の受診を受けることとなります。

※運転技能検査の対象は普通免許であり、不合格になっても原付免許や小型特殊免許は希望により継続することができます。